

## 次世代育成支援対策推進法に基づく社会福祉法人木の芽福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日～令和5年9月30日までの3年間

### 2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

#### <対策>

- 令和2年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び法人内広報誌などによる職員への周知

目標2：令和3年までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

#### <対策>

- 令和2年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年1月～ 制度の導入、法人内広報誌などによる職員への周知

目標3：令和4年までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

#### <対策>

- 令和2年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年1月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標4：令和5年までに、男性の育児休業取得実績をつくる。

#### <対策>

- 令和2年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年1月～ 法人内広報誌などによる職員への周知や該当者への働き掛け